

板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体の選定に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、板橋区立ふれあい館指定管理者候補団体選定に関する要綱（以下「選定要綱」という。）に基づく指定管理者候補団体の選定手続き等について、必要な事項を定めることとする。

(守秘義務)

第2条 選定要綱第4条に基づき委嘱又は任命された選定委員は、選定の過程を通じて知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(第一次審査)

第3条 第一次審査は、指定管理者応募者から提出された書類及び外部専門家による財務状況点検結果（以下、「応募書類等」という。）により選考を行う。

- 2 第一次審査の書類審査にあたっては、選定委員が応募団体の名称を知ることがないよう、応募書類等に記載された団体名等を削除するなどの措置をとるものとする。
- 3 選定委員は、別紙1の評価基準に基づいて応募書類等を審査し、別紙3-①の採点表（第1号様式）により採点するものとする。
- 4 選定委員会は、前項の規定に基づき、指定管理者となるにふさわしいと思われる団体を5団体以内の範囲で選出する。
- 5 応募が5団体を超える場合は、別紙2の選定基準に基づいて評価し、評価点の高い団体から順に第一次審査通過団体とする。なお、第一次審査の評価点は、第二次審査の評価点に加算しないものとする。
- 6 選定委員会は、第一次審査の結果について応募団体に対して通知するとともに、第一次審査を通過した団体に対して、第二次審査の詳細について通知するものとする。
- 7 別紙3-①の採点表に定める第一次審査の選定項目のうち、一つでも「×」がある応募団体は、第一次審査を通過できないものとする。
- 8 応募団体の名称等は、公表しないものとする。

(第二次審査)

第4条 第二次審査は、第一次審査を通過した団体のプレゼンテーションにより選考を行う。

- 2 プレゼンテーションは、候補団体ごとに個別に行う。
- 3 前号においては、1団体あたり説明者を含め4人以内（共同事業体の場合は6人以内）で行うこととする。
- 4 選定委員は、プレゼンテーションの内容を考慮し、事業計画等について、別紙2の選定基準に基づいて審査し、別紙3-②の採点表（第2号様式）により採点するものとする。
- 5 第二次審査の配点は、各委員あたり、100点満点とする。
- 6 プレゼンテーション及び質疑の後、最終選定会議を開くものとする。
- 7 庶務担当課は、第二次審査において各選定委員が採点した点数を集計した別紙

3-③の集計表（第3号様式）を作成する。

- 8 最終選定会議は、前項に規定する選定資料に基づいて審議し、指定管理者に最もふさわしいと思われる団体（指定管理者候補団体）を1団体、2番目にふさわしいと思われる団体（次点）を1団体選出する。選定は各委員の採点の合計点により行うものとする。
- 9 第一次審査通過団体の選定項目ごとの得点を合算した合計点が、評価の最低基準点（満点の6割）に達しなかった場合は、候補団体として選出できないものとする。
- 10 第一次審査通過団体が1団体の場合は、当該団体に対する各委員の採点の合計が前項に定める最低基準点を上回った場合、指定管理者候補団体として選定するものとする。
- 11 評価の結果、候補者となることのできる最低基準点以上の団体が存在しなかった場合は、再度公募を行う。
- 12 第二次審査及び最終選定会議は、非公開とする。

（審査結果の公表等）

第5条 選定委員会における審査の経過及び結果は公表する。

（庶務）

第6条 本選定の庶務は長寿社会推進課が行うものとする。

付則

この要領は、平成16年11月4日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成22年8月27日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、平成27年6月18日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和元年6月7日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和2年5月27日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和5年6月2日から施行する。

付則

この要領の一部改正は、令和6年5月23日から施行する。

評価基準

選 定 項 目		選 定 基 準
1	参加資格要件を満たしているか。	【参加資格有「○」、参加資格無「×」】
2	安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか。(外部専門家による財務状況点検結果)	【財務諸表審査の5段階評価において3以上「○」、2以下「×」】

※ 1、2の項目で一つでも「×」がある場合は、第二次審査へは進めない。

※ 応募多数の場合は、第二次審査の選定項目に基づいて評価し、評価点の高いものから順に第一次審査通過者とする。なお、第一次審査の評価点は第二次審査の評価点に加算しないものとする。

1 参加資格要件に関する事項

以下に該当する応募団体が、参加資格要件を満たす。

- ① 区議会議員、区長、副区長が、代表者その他の役員でないこと。ただし、区長、副区長については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。
- ② 政治上の主義を支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者並びに政党を推薦若しくは支持し又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受け、又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと。
- ⑦ 募集に対し、申込時点から議会において指定が議決されるまでの間に板橋区の入札資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑨ 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による手続きをしている団体でないこと。
- ⑩ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと。
- ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体、及びその構成員が役員となっている団体でないこと。
- ⑫ 本指定管理者選定を行う選定委員の属する団体でないこと。
- ⑬ 国税・地方税等を滞納していないこと。

2 財務諸表審査に関する事項

東京税理士会板橋支部の経営状況分析・評価による（5段階評価）

5点…最適

4点…適合

3点…普通

2点…やや不適合

1点…不適合

選定基準

審 査 項 目			審 査 基 準	配点
大項目	中項目	小項目		
Ⅰ 管理運営の妥当性 (70点)	1 民間能力の活用、住民サービスの向上 (50点)	①設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針、SDGsの理念を踏まえた区の施策との整合性	・公の施設の指定管理者として、施設の設置目的への理解と、基本理念等に沿った明確な管理・運営方針や熱意・意欲を持っているか。	5点
		②当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応	・利用者のニーズや要望を把握し、サービス効果を検証しながら、管理運営に反映できる体制が示されているか。	5点
		③安全配慮・危機管理対策	・災害や事故を未然に防ぐための体制や、発生時を想定した非常時の体制（訓練・BCP・備蓄計画等）が示されているか。 ・展示や各事業の参加者に対する安全管理・安全教育は万全か。 ・利用者にケガ人や急病人等が発生した場合の緊急時の体制は万全か。 ・新型コロナウイルス等の感染症への対策は十分か。	5点
		④備品管理・設備保守計画	・施設設備の保守点検計画は万全か。 ・修繕の迅速かつ適切な対応は可能か。 ・館内外を清潔に保つ清掃体制が構築され、利用者が快適に過ごせるような取組の提案か。	5点
		⑤魅力ある提案内容・事業計画、利用促進策、施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	A. 団塊の世代の心を掴む講座の企画や、再び働きたいと考えている人にとって有益な講座を実施できるか。 B. 高齢者のデジタルデバインド解消に向けた支援への取組みが示されているか。 C. 閉じこもりがちな人を引き出す工夫や、利用者を増やしていくための効果的な提案があるか。 D. 利用者の地域活動等への関心と意欲を高める講座や事業を実施し、社会参加を促進できるか。	20点 (5点×4項目)
		⑥利用者へのおもてなし、高齢者・障がい者への配慮、公平性の確保	・利用者満足度の向上をめざした接遇への意識・取組みと、障がい者への合理的配慮の提案がなされているか。	5点

		⑦地域・他施設との連携事業、区民・NPOとの協働	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性にあわせた地域住民、町会・自治会、シニアクラブ（旧老人クラブ）等との連携や、地域の人材を積極的に発掘し活用するなど、地域活性化推進につながる事業の提案がされているか。 	5点
効率的な運用 管理運営経費の (20点)	2	⑧提案金額 (※価格評価点)	<ul style="list-style-type: none"> ・配点×(提案金額のうち最低金額/提案金額) ※小数点以下は四捨五入 	5点
		⑨収支計画の妥当性、利益や還元方法に対する考え方 (※2 提出書類の該当ページに基づく)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入計画における積算金額が、具体性、実現性のあるものか。 ・各支出項目の算定金額は妥当であるか。 ・施設管理運営を効果的、効率的に実施できる適正な予算額であり、かつ、配分がされているか。 ・支出額に占める利益等（営業利益+本社経費）の割合は適正であるか。 	15点
管理主体の適格性 (30点)	1 団体の経営方針、実績・専門性等 (20点)	⑩経営方針、管理運営能力、同種施設の管理運営実績、専門性の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営及び事業の実施に対する明確なビジョンを持っているか。 ・施設の管理運営について豊富な知識と経験があるか。(これまでの同種施設の事業実績) 	10点
		⑪職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して円滑な管理運営が行える適正な人員配置や無理のない勤務体制がとられ、かつ、各業務の管理系統が明確か。 ・職場内の情報共有や伝達体制が整っているか。 また、従業員の能力向上及び人材育成のための研修が充実しているか。 ・施設を総合的かつ安定的に管理運営していくことのできるバックアップ体制が整っているか。 	10点
	2 行動規範、社会的責任・貢献等 (10点)	⑫法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、SDGsを含めた環境への配慮等	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱いの重要性を認識し、意識啓発及び保護管理体制が確立されているか。 ・高齢者・障がい者雇用への取組の提案がなされているか。 ・区の環境施策を理解し、省エネ・省資源に積極的に取り組む姿勢があるか。 	5点
		⑬区内経済への貢献（区内事業者への発注、区民の雇用拡大）	<ul style="list-style-type: none"> ・貢献への意識・取組みは十分か。 (区内発注等に対し積極的か、具体策はあるか) 	5点 ※3

※価格評価点 採点方法に基づき、事務局が点数を記入

※2 収支計画と利益等について、応募団体が作成した提出書類を基に判定

【採点の基準】

(1) 5点満点の項目

- 5点：要求水準を上回っている
- 4点：要求水準を満たしている
- 3点：工夫の余地はあるが、要求水準を概ね満たしている
- 2点：要求水準を満たしていない
- 1点：要求水準を著しく下回っている

(2) 10点満点の項目

- 9～10点：要求水準を上回っている
- 7～8点：要求水準を満たしている
- 5～6点：工夫の余地はあるが、要求水準を概ね満たしている
- 3～4点：要求水準を満たしていない
- 1～2点：要求水準を著しく下回っている

(3) 15点満点の項目

- 13～15点：要求水準を上回っている
- 10～12点：要求水準を満たしている
- 7～9点：工夫の余地はあるが、要求水準を概ね満たしている
- 4～6点：要求水準を満たしていない
- 1～3点：要求水準を著しく下回っている

II-2-⑬ 「区内経済への貢献」に関する事項 ※3

- 5点：区内事業者への発注計画や雇用リストなど、具体的に区内経済への貢献内容が示されている場合
- 3点：区内事業者への発注割合や全従業員数における区内雇用目標など、区内経済への貢献について、数値目標が示されている場合
- 1点：事業計画書などに区内事業者の活用や区内雇用を促す意思を示した場合
- 0点：区内事業者の活用や区内雇用を行う意思表示のない場合

区内事業者の育成とともに、地域経済の活性化や雇用促進を図るため、応募団体が以下の条件に該当する場合は、選定の合計点に加点するものとする。(小数点四捨五入)

条件	加点
■ 区内事業者	選定の合計点の
■ 区内事業者のみで構成された共同事業体	5%
■ 一部の構成員を区内事業者とする共同事業体	選定の合計点の 2.5%

※ 区内事業者は、板橋区内に営業拠点の本社・本店を置く事業者とする。

採点表（一次審査：書類審査）

令和6年度 中台ふれあい館

採点者： _____

選定項目	候補団体				
	A	B	C	D	E
1 参加資格要件を満たしているか 【参加資格有「○」、参加資格無「×」】					
2 安定的な管理運営を行える経営基盤を有しているか 【財務諸表審査の5段階評価で3以上「○」、2以下「×」】					

※ 1、2の項目で一つでも「×」がある場合は、第二次審査へは進めない。

※ 応募多数の場合は、第二次審査の選定項目に基づいて評価し、評価点の高いものから順に第一次審査通過者とする。なお、第一次審査の評価点は第二次審査の評価点に加算しないものとする。

1 参加資格要件に関する事項

次に該当する事業者が参加資格要件を満たす。

- ① 区議会議員、区長、副区長が、代表者その他の役員でないこと。ただし、区長、副区長については、区が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上出資している団体を除く。
- ② 政治上の主義を支持し、又はこれに反対することを主たる目的としている団体及び特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にあたる者並びに政党を推薦若しくは支持し又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行為を行い又はこれに反対することを目的とする団体でないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条及び第8条に規定する処分を受け、又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定により、本区における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本区及び他の地方公共団体から指定の取消し又は停止を受けていないこと。
- ⑦ 募集に対し、申込時点から議会において指定が議決されるまでの間に板橋区の入札資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 団体又はその代表者が破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑨ 会社更生法第30条又は民事再生法第21条の規定による手続きをしている団体でないこと。
- ⑩ 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けていないこと。
- ⑪ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体、及びその構成員が役員となっている団体でないこと。
- ⑫ 本指定管理者選定を行う選定委員の属する団体でないこと。
- ⑬ 国税・地方税等を滞納していないこと。

2 財務諸表審査に関する事項

東京税理士会板橋支部の経営状況分析・評価による（5段階評価）

- 5点…最適
- 4点…適合
- 3点…普通
- 2点…やや不適合
- 1点…不適合

採点表（二次審査：プレゼンテーション）

令和6年度 中台ふれあい館

採点者： _____

I 管理運営の妥当性（70点）

1 民間能力の活用、住民サービスの向上（50点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
① 設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針、SDGsの理念を踏まえた区の施策との整合性	5点					
② 当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応	5点					
③ 安全配慮・危機管理対策	5点					
④ 備品管理・設備保守計画	5点					
⑤ 魅力ある提案内容・事業計画、利用促進策 施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	各20点 (5点×4)					
A 団塊の世代の心を掴む講座の企画や、再び働きたいと考えている人にとって有益な講座を実施できるか	5点					
B 高齢者のデジタルデバイス解消に向けた支援への取組みが示されているか	5点					
C 閉じこもりがちな人を引き出す工夫や、利用者を増やしていくための効果的な提案があるか	5点					
D 利用者の地域活動等への関心と意欲を高める講座や事業を実施し、社会参加を促進できるか	5点					
⑥ 利用者へのおもてなし、高齢者・障がい者への配慮・公平性の確保	5点					
⑦ 地域・他施設との連携事業、区民・NPOとの協働	5点					

2 管理運営経費の節減（20点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑧ 提案金額（価格評価点※）	5点					
⑨ 収支計画の妥当性、利益や還元方法に対する考え方	15点					

II 管理運営主体の適格性（30点）

1 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等（20点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑩ 経営方針、管理運営能力、同種施設の管理運営実績、専門性の有無	10点					
⑪ 職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	10点					

2 行動規範、社会的責任・貢献等（10点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑫ 法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、SDGsを含めた環境への配慮等	5点					
⑬ 区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	5点	5・3・1・0	5・3・1・0	5・3・1・0	5・3・1・0	5・3・1・0
合計	100点					
区内事業者加算		2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%
■区内事業者or区内事業者のみ：5%加算（合計×1.05）						
■一部の構成員が区内事業者：2.5%加算（合計×1.025）						
順位						

委員所見（1位とした団体の評価できる点）

※価格評価点について※

- 応募が2団体以上の場合：配点×（提案金額のうち最低金額／提案金額）
 応募が1団体の場合：配点×最低基準割合（60%）×（提案上限金額／提案金額）
- 算出された点数は、小数点以下を四捨五入する。
- 最低金額が想定する下限額を下回った時は、従事職員配置の労働条件や事業の実現性・継続性等が適正に行われることを、追加資料等を求めて検証する。

集計表（二次審査：プレゼンテーション）

令和6年度 中台ふれあい館

I 管理運営の妥当性（350点）

1 民間能力の活用、住民サービスの向上（250点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
① 設置目的を達成するための管理運営に係る経営方針、SDGsの理念を踏まえた区の施策との整合性	5点×5名 (25点)					
② 当該施設を取り巻く環境やニーズに対する理解・対応	5点×5名 (25点)					
③ 安全配慮・危機管理対策	5点×5名 (25点)					
④ 備品管理・設備保守計画	5点×5名 (25点)					
⑤ 魅力ある提案内容・事業計画、利用促進策 施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等	20点×5名 (100点)					
A 団塊の世代の心を掴む講座の企画や、再び働きたいと考えている人にとって有益な講座を実施できるか	5点×5名 (25点)					
B 高齢者のデジタルデバイド解消に向けた支援への取組みが示されているか	5点×5名 (25点)					
C 閉じこもりがちな人を引き出す工夫や、利用者を増やしていくための効果的な提案があるか	5点×5名 (25点)					
D 利用者の地域活動等への関心と意欲を高める講座や事業を実施し、社会参加を促進できるか	5点×5名 (25点)					
⑥ 利用者へのおもてなし、高齢者・障がい者への配慮・公平性の確保	5点×5名 (25点)					
⑦ 地域・他施設との連携事業、区民・NPOとの協働	5点×5名 (25点)					

2 管理運営経費の節減（100点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑧ 提案金額（価格評価点※）	5点×5名 (25点)					
⑨ 収支計画の妥当性、利益や還元方法に対する考え方	15点×5名 (75点)					

II 管理運営主体の適格性（150点）

1 団体の経営方針、管理運営能力、実績・専門性等（100点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑩ 経営方針、管理運営能力、同種施設の管理運営実績、専門性の有無	10点×5名 (50点)					
⑪ 職員の雇用方針や労働環境、職員配置、研修・支援体制	10点×5名 (50点)					

2 行動規範、社会的責任・貢献等（50点）

選定項目		候補団体				
小項目	配点	A	B	C	D	E
⑫ 法令遵守、透明性、情報公開・個人情報保護、高齢者・障がい者雇用への取組、SDGsを含めた環境への配慮等	5点×5名 (25点)					
⑬ 区内経済への貢献（区内事業者への発注、区内の雇用拡大）	5点×5名 (25点)					
合計	500点					
区内事業者加算		2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%	2.5%・5%
■区内事業者or区内事業者のみ：5%加算（合計×1.05）						
■一部の構成員が区内事業者：2.5%加算（合計×1.025）						
順位						

委員所見（1位とした団体の評価できる点）

--

※価格評価点について※

- 応募が2団体以上の場合：配点×（提案金額のうち最低金額／提案金額）
 応募が1団体の場合：配点×最低基準割合（60%）×（提案上限金額／提案金額）
- 算出された点数は、小数点以下を四捨五入する。
- 最低金額が想定する下限額を下回った時は、従事職員配置の労働条件や事業の実現性・継続性等が適正に行われることを、追加資料等を求めて検証する。